皆さまでご回覧ください

「晩秋の桜並木」(東京都文京区 小石川植物園) / 習志野市 東製(株) 大田弘明氏 撮影 令和7年度写真コンテスト応募作品



一般財団法人 千葉県社会保険協会

# 月刊 社保ちば

10 OCTOBER 2026

## 目次


●日本年金機構からのお知らせ●

・従業員50人以下の事業主の皆さまへ
短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります…2- 3

●協会けんぽ千葉支部からのお知らせ●

・協会けんぽ2025(令和7)年度決算のお知らせ …… 4
・令和7年度における千葉支部の主な取組 …… 5

●千葉県社会保険協会からのお知らせ●

・冬山の家 ホワイトハウスマスエンのご案内 …… 6
・令和8年度「事務講習会」のお知らせ …… 7
・いちご狩り補助券のご案内 …… 7
・会員情報提供のお願い …… 8


**割引券(補助券)ご利用に際してのお願い**

天候等、様々な理由により各施設の営業情報が変わる場合がございます。当協会が配付しております割引券(補助券)をご利用の際には、各施設のホームページ等にて最新情報を必ずご確認くださいますようお願い申し上げます。

千葉県社会保険協会のホームページ ➡ https://shaho-chiba.jp

スマホ対応してます

日本年金機構からのお知らせ

## 従業員50人以下の事業主の皆さまへ

# 2026年10月1日から 短時間労働者の社会保険料負担を支援する制度が始まります

## 保険料調整制度

※社会保険料とは、健康保険・厚生年金保険の保険料を指します。



## どんな事業所が対象ですか？

**以下の①または②の事業所が対象です。**

### ① 2026年10月1日以降対象となることができる事業所

2026年10月1日以降、任意特定適用事業所（労使の合意により、任意で短時間労働者（パート・アルバイトの方）を社会保険の加入対象とした適用事業所）になると、保険料調整制度の対象となります。
任意特定適用事業所となるための手続きは裏面をご覧ください。

※2026年9月30日以前に任意特定適用事業所となった事業所は、保険料調整制度の対象外です。

### ② 2027年10月1日以降、順次対象となる事業所

原則として、今後、社会保険の適用拡大により短時間労働者が加入対象となる事業所が対象です。

| 対象時期 | 2027年10月～ | 2029年10月～ | 2032年10月～ | 2035年10月～ |
|---|---|---|---|---|
| 従業員数 | 36～50人 | 21～35人 | 11～20人 | 10人以下 |

※従業員数とは、厚生年金の被保険者数（フルタイムの従業員と週の労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員を合計した数）を指します。

## どんな従業員が対象ですか？

**以下の3つの条件にすべて当てはまる短時間労働者が対象です。**

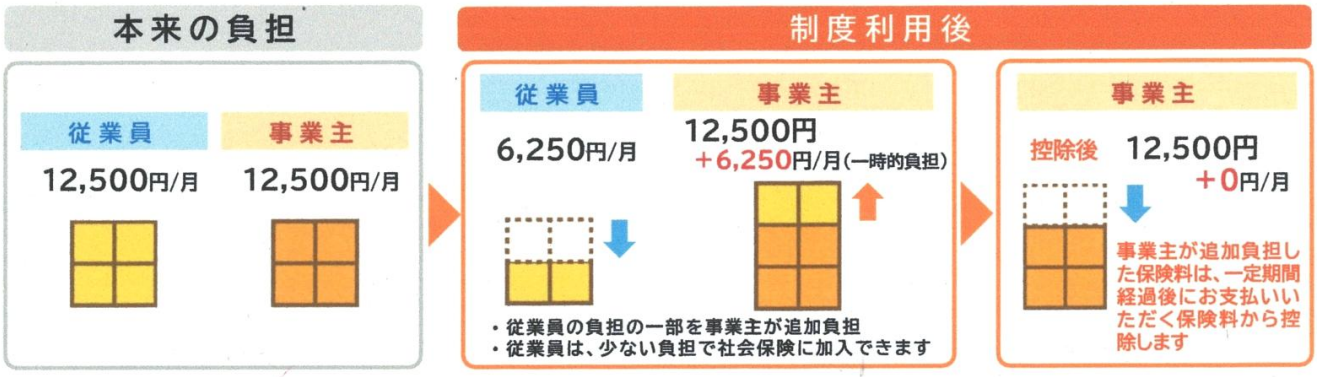
1. **週の所定労働時間が20時間以上**（フルタイムの3/4未満）
2. **月収が13万円未満**（標準報酬月額が12.6万円以下）
3. **学生ではない**

## どのような制度ですか？

新たに社会保険の加入対象となる短時間労働者が就業調整せず働けるよう、制度の利用から通算3年間、対象となる従業員の社会保険料を軽減します。事業主には軽減分を一時的に負担いただきますが、一定期間経過後にお支払いいただく保険料からその分を全額控除するため、最終的に事業主が納付する保険料は増えません。
従業員が将来受け取る年金額にも影響はありません。

### 月収8．8万円の従業員に制度を利用した場合のイメージ

※このチラシにおける保険料額はあくまでもイメージであり、実際の額とは異なります。




従業員の負担軽減の割合は月収に応じて異なります。また、制度利用3年目は割合が半減します。

| 月収（円）（標準報酬月額） | 9.3万未満（8.8万以下） | 9.3万～10.1万未満（9.8万） | 10.1万～10.7万未満（10.4万） | 10.7万～11.4万未満（11万） | 11.4万～12.2万未満（11.8万） | 12.2万～13万未満（12.6万） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 従業員：事業主（1・2年目） | 25:75 | 30:70 | 36:64 | 41:59 | 45:55 | 48:52 |
| 従業員：事業主（3年目） | 37.5:62.5 | 40:60 | 43:57 | 45.5:54.5 | 47.5:52.5 | 49:51 |

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare　日本年金機構 Japan Pension Service

次頁に続く

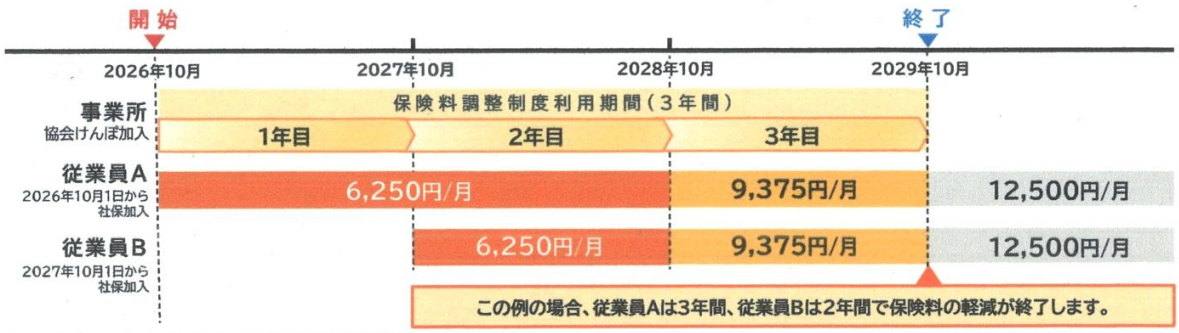
## 日本年金機構からのお知らせ

### 制度の対象となる従業員が負担する社会保険料のイメージ

事業所が制度の利用を開始してから3年が経過した時点で、従業員の保険料の軽減は終了します。

【2026年10月1日から制度を利用した事業所の例】

※従業員A、Bの月収（標準報酬月額）は88,000円としています。




### どのような手続きが必要ですか？

事業所が**保険料調整制度の対象となった日から2年以内に**、開始申出をする必要があります。

| | |
|---|---|
| 提出物 | 保険料調整開始申出書 |
| 提出方法・提出先 | 事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参（電子申請不可）<br>※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。 |

「保険料調整開始申出書」の様式は、日本年金機構ウェブサイトからダウンロードできます。
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/hokenryochosei.html

## 2026年10月1日から保険料調整制度が利用できる
## 任意特定適用事業所となるための手続きについて

**短時間労働者が働く時間を増やして社会保険に加入すると、企業経営に以下のようなメリットがあります。**

1. 人材の確保・定着の可能性が高まります
2. 従業員の働く意欲の向上に繋がります
3. 就業調整が不要になり、安定してシフトを組みやすくなります

**従業員には、社会保険に加入すると年金や医療保険が充実することを伝え、加入の希望を聞きましょう。**

### 任意特定適用事業所となるための手続き

同意対象者の2分の1以上の同意をとった上で、必要書類をご提出ください。

※同意対象者とは、厚生年金保険の被保険者、70歳以上被用者および短時間労働者を指します。

| | |
|---|---|
| 提出物 | ①任意特定適用事業所申出書<br>②同意対象者の2分の1以上の同意を示す書類<br>③短時間労働者に該当する方の被保険者資格取得届 |
| 提出方法・提出先 | 事務センターへ郵送 または 管轄の年金事務所へ郵送/窓口持参（電子申請も可能）<br>※健康保険組合に加入している場合は、組合にも提出が必要です。 |

手続きの詳細や届書様式に関するご案内
https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/ninitokuteitekiyo.html

電子申請に関するご案内
https://www.nenkin.go.jp/denshibenri/index.html

社会保険の適用拡大については
**社会保険適用拡大特設サイトへ**

社会保険　適用拡大　検索　または
https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/

手続きのご不明点は
**ねんきん加入者ダイヤルへ**

事業所、厚生年金加入者
**0570-007-123**

【受付時間】
平日：8:30～19:00
第2土曜日：9:30～16:00
※土曜日（第2土曜日を除く）、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）除く

協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

# 協会けんぽ2025（令和7）年度決算のお知らせ

## 2025年度の決算の概要

2025年度の決算は**収入が12兆3,406億円、支出が11兆6,611億円、収支差は前年度から209億円増加し、6,795億円**となりました。

保険料収入は、賃上げや被保険者数の増加により前年度比4,057億円の増加となりました。保険給付費は加入者１人当たり保険給付費が増加した影響で前年度比2,818億円の増加となっています。また、拠出金等は後期高齢者支援金が増加した影響で前年度比1,634億円の増加となりました。

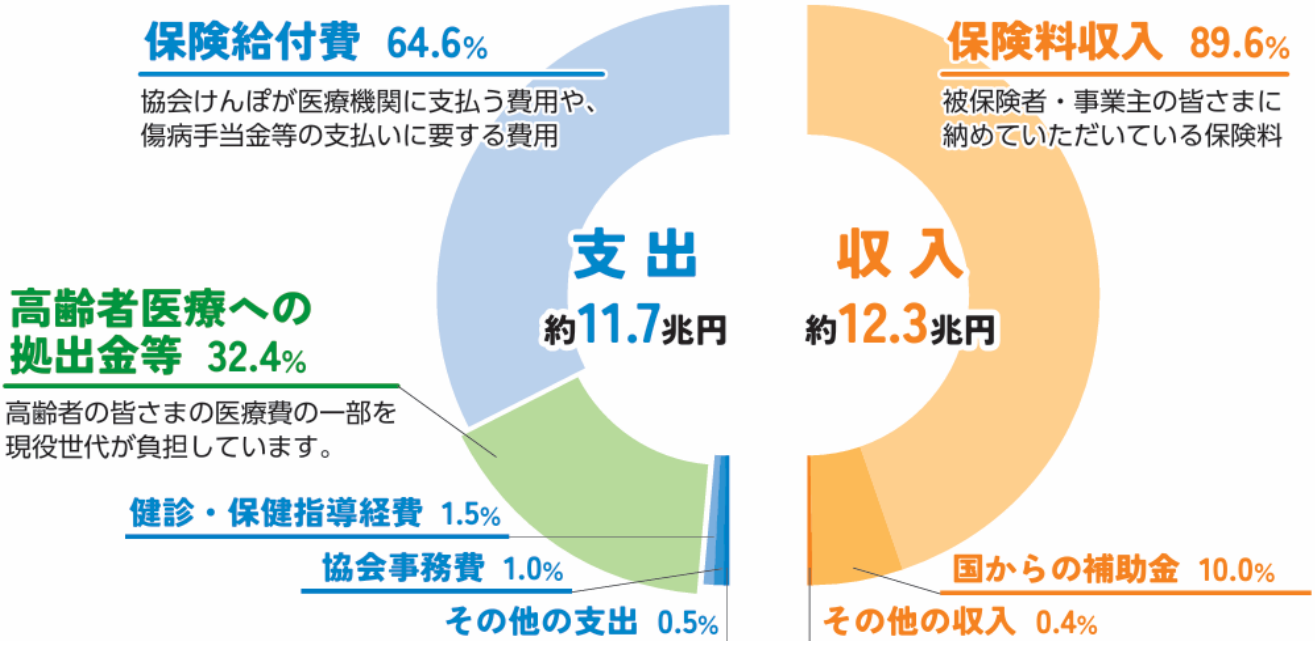
※詳しくは、協会けんぽのホームページをご覧ください。

■ 2025年度決算（見込み）｜ 医療分　（単位：億円）

| | | |
|---|---|---|
| 収入 | 保険料収入 | 110,546（+4,057） |
| | 国庫補助等 | 12,383（+693） |
| | その他 | 477（+132） |
| | 計 | 123,406（+4,881） |
| 支出 | 保険給付費 | 75,369（+2,818） |
| | 拠出金等 | 37,829（+1,634） |
| | その他 | 3,413（+220） |
| | 計 | 116,611（+4,672） |
| 単年度収支差 | | 6,795（+209） |

※（　）内は、対前年度比

※支出の「その他」は下図の「健診・保健指導経費」「協会事務費」「その他の支出」の合計




## Q. 2025年度の決算は黒字でしたが、協会けんぽの財政は今後どのような見通しなのでしょうか？

**A.** 協会けんぽの財政は、当面、賃上げ等により保険料の増加が見込まれるものの、

- 現在の不安定な世界情勢が我が国の経済社会に及ぼす影響が不透明であり、これまでのような**保険料収入の増加が中長期的に継続するか予測が難しい**こと
- 協会けんぽ加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により**保険給付費の継続的な増加が見込まれる**こと
- 団塊の世代がすべて後期高齢者になったことにより**後期高齢者支援金が中長期的に高い負担額のまま推移することが見込まれる**こと

等に留意が必要と考えています。

また、医療費については、物価や賃金、人手不足等の医療機関等を取りまく環境の変化に対応するため、2026（令和８）年度診療報酬改定において、診療報酬（本体部分）の改定率が3.09％（2026年度：+2.41％、2027年度：+3.77％）と高い伸び率とされ、2026年６月以降の医療費に反映されることなどから、今後の動向を注視する必要があると考えています。

※2026年度は平均保険料率を10.0%から9.9%に引き下げたほか、国から交付される国庫補助が2026年度から3年間減額されることとなっています。

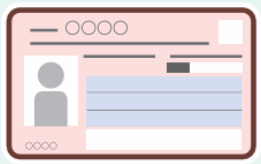
協会けんぽ千葉支部からのお知らせ

# 令和7年度における千葉支部の主な取組

医療費適正化や健康保持・増進、加入者のサービス向上に向けた取組を一部紹介します。

## マイナ保険証の円滑な移行と利用促進

●令和７年12月１日に従来の健康保険証の有効期限が終了したことに伴い、**マイナ保険証の利用促進**について、支部広報媒体や地元新聞紙にて、広く周知しました。



## けんぽアプリ・電子申請サービススタート

●令和８年１月に**けんぽアプリ・電子申請サービスがスタート**し、研修会や各種広報媒体、経済団体等の広報誌にて、登録を促す広報を行いました。



## 医療費のお知らせの送付

●ご自身の医療費について確認していただき、日ごろの健康管理について考えるきっかけとしていただくため、加入者の皆様へ**「医療費のお知らせ」**を送付しました。




## 健診・特定保健指導・重症化予防対策

●生活習慣病の早期発見のため、**健診の受診**を促進しました。
●健診結果から、生活習慣の改善が必要な方に対する**健康サポート**(特定保健指導)や、医療機関への治療が早期に必要な方に対する**受診勧奨**を行いました。
●健康リスク保有率が高い業界団体と連携し、会員事業所へ健診・特定保健指導等の受診勧奨を行いました。



## コラボヘルスの推進

●事業所と協会けんぽが**協働・連携（コラボヘルス）**して、健康宣言事業を行っています。
●宣言事業所数の拡大や宣言を行った事業所へのフォローアップを実施したほか、商工会議所等と連携し健康経営セミナーを開催しました。




## ジェネリック医薬品の使用促進

●医療費の自己負担や保険料負担の軽減のため、千葉県及び千葉県薬剤師会等と連名で、電車の中吊り広告を実施し**ジェネリック医薬品の使用を促進**しました。
●調剤薬局に向けてジェネリック医薬品使用割合通知を送付し、使用促進の働きかけを実施しました。




「もしも」と「いつも」に安心を。
協会けんぽ
全国健康保険協会 千葉支部
〒260-8645
千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階
☎043-332-2811 営業時間 平日 8：30～17：15

千葉県社会保険協会からのお知らせ

# 冬山の家開設
# ホワイトハウス マスエン



## 新潟県 石打丸山スキー場

豊富な天然雪、魚沼平野と越後の山々を望む絶景、雪国ならではの食文化など、伝統を守りつつも、最新鋭のコンビリフト「**サンライズエクスプレス**」をはじめとした、雪山初心者のお客様でも安心して滞在できる設備を導入しており、時代のニーズに合わせて伝統と現代の快適さを融合している魅力的なスキー場です。

**ところ**　〒949-6372 新潟県南魚沼市石打1626　☎025-783-2440（FAXも同番号）

**開設期間**　**令和8年12月25日（金）～ 令和9年3月31日（水）**
※初日については変更の場合があります。

**契約利用料金および助成について**　宿泊料金　1人1泊2食付き（サービス料金・税込み）

※利用対象者（小学生以上）は、右記料金より**1人1泊につき1,000円を助成**いたします。
※料金は、ご利用の際に、宿泊施設に直接お支払ください。

| 宿泊日 | 1室の宿泊人数 | 宿泊料金 |
|---|---|---|
| 平　日 | 1名様 | ￥ 12,000 |
| | 2名様 | ￥ 10,000 |
| | 3名様以上 | ￥ 9,000 |
| 休前日及び12/29～1/3 | 1名様 | ￥ 13,000 |
| | 2名様 | ￥ 11,500 |
| | 3名様以上 | ￥ 10,000 |
| シニア（60歳以上） | 上記料金より￥ 500引き | |
| 中学生 | 上記料金より￥1,000引き | |
| 小学生 | 上記料金より￥2,000引き | |
| 幼児（3歳～就学前） | 上記料金より￥3,000引き | |
| 乳幼児（3歳未満） | ￥2,500（食事なし） | |

※幼児まで人数にカウントする。
※平日（日・金・休日を除く）の連泊は　2泊目より¥500引き
※年末・年始および連休の単泊は　¥500増し



**予約受付**　令和8年**10月1日（水）より受付開始**

**利用対象者**　当協会会員事業所の健康保険被保険者と被扶養者

**利用申込**　①施設に直接、電話にて予約してください。※

②当協会HPの会員専用ページで「宿泊補助券申込書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、当協会へFAXもしくはご郵送ください。 FAX 043-233-3973
（郵送の場合）〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13（一財）千葉県社会保険協会

③受付後、「宿泊補助券」（ハガキ）を送付しますので、ご利用当日のチェックイン時にマスエンにお渡しください。

※インターネット予約については、助成対象外となりますのでご注意ください。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

# 令和８年度 事務講習会

**参加者限定テキスト配付！**

## 日 程

| 日時 | | 定員 | 予定会場 | |
|---|---|---|---|---|
| 10/15(木) | 14:00～15:30 | 30名 | 木更津 | 木更津商工会館 |
| 10/23(金) | 14:00～15:30 | 30名 | 茂原 | もばらオロシティ（茂原卸商業団地） |
| 10/30(金) | 14:00～15:30 | 30名 | 成田 | 成田商工会議所 |
| 11/ 6 (金) | 14:00～15:30 | 45名 | 柏 | 貸会議室kouwa（サンプラザビル4階） |
| 11/13(金) | 14:00～15:30 | 50名 | 船橋 | プロム船橋（伊藤LKビル6階） |
| 11/27(金) | 14:00～15:30 | 70名 | 千葉 | TKP千葉駅東口ビジネスセンター |

## 講習内容

講師は、当協会契約の特定社会保険労務士を予定。

**「健康保険法改正のポイントと健康保険給付手続き」**



・令和8年5月29日に成立した医療保険制度改正法に関して暮らしに影響するポイント
・健康保険手続きhow-to
・こんなときどうする？　など

**参加無料※！**

※ 非会員事業所は、1名につき2,000円

参加のお申し込みは、
こちらの二次元コードから申込フォームにて可能です。
もしくは、当協会HPよりダウンロードした申込書でFAXにてお申込ください。

お問合せ先　043-233-3971

# 11/16から配付開始！

# いちご狩り補助券



## 山武市と船橋市の２地区

配付申込の詳細については、当協会HPの「季節のイベント」➡「いちご狩り」ページにてご確認ください。

千葉県社会保険協会からのお知らせ

# 会員情報提供のお願い　会員情報に変更はありませんか？



移転した　電話番号が変わる

社名が変わった　…など




会員事業所様の情報につきまして、変更がある場合、下記様式によりFAX（043−233−3973）にて当協会までご連絡ください。
もしくは、**右の二次元コードより、Webにて届出が可能**です。→

FAX
043-233-3973

## 会員情報変更届

※協会記入欄（ご記入の必要はありません）

変更年月日　　年　　月　　日

事業所名

所在地

※下記欄については、変更事項のあった個所のみご記入ください。

| 変更事項 | | 変更前 | 変更後 |
|---|---|---|---|
| 事業所 | 記号 | | |
| | 番号 | | |
| フリガナ | | | |
| 事業所名 | | | |
| 所在地 | | 〒 | 〒 |
| 電話番号 | | | |
| 被保険者数 | | | |

記事提供／日本年金機構 ・ 全国健康保険協会（協会けんぽ）千葉支部

編集・発行／一般財団法人千葉県社会保険協会　〒260-0001 千葉市中央区都町3-18-13 ☎043-233-3971（代表） ホームページ https://shaho-chiba.jp